

第5回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成26年11月6日(木) 午後1時30分より

会議の場所 高山市役所 地下 大会議室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|-------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第 8号 | 農業生産法人の報告等について |
| 日程第 4 | 報第 9号 | 農地法の規定に基づく許可処分取下げについて |
| 日程第 5 | 議第22号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 6 | 議第23号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第24号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第25号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について |
| 日程第 9 | 議第26号 | 農用地利用集積計画の決定について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

空野光治、丸山齊、藤井和豊、大森治良、谷口忠幸、鴻巣明久、清水直喜、
本林正樹、下田正克、田中利博、平岡誠治、橋場茂子、野村光吉、杉本彰信、
伊藤善明、小林達樹、蓑谷良孝、長瀬正隆、西畠徳明、西本壽吉、車戸明良、
田中正躬、岩村聡、平田秀雄、加藤貢、田村信彦、岩本洋子、天野克宏、増
田勝、反中正志、中田一彦、渡邊甚一、向田誠、加藤正雄、森山護

○本日会議に欠席した委員

下田初秋、

○本日会議に出席した職員等

林務課長 藤下定幸
畜産課長 丸山浩一
飛騨農林事務所農業普及課 井之本浩美
農地相談員 大平茂

○本日会議に欠席した職員等

なし

○本日会議に出席した事務局職員

振興主事 中田義博
農地主事 清水一徳
書記 脇坂光生、宮垣津弘、武川尚、荒木順吉、松林彰、大江泰一郎、
柚原克彦、松田俊彦、船坂康博、池田正人

○本日会議に欠席した事務局職員

事務局長 伏見七夫
事務局次長 林篤志
書記 山内一弘

職務代理

ただいまより第5回高山市農業委員会を開催いたします。
本日、議席番号 11番 下田初秋 委員 から欠席の報告が
ありましたのでよろしく申し上げます。また、伏見事務局長・林
事務局次長・山内書記からもそれぞれ欠席の報告がありましたの

でよろしくお願ひします。

なお、本日出席委員は 36 名中 35 名であり過半数に達しているため、農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。

続きまして、議長より挨拶を願ひます。

議長

皆様ご苦労さまです。

本年は、「マイマイガの大量発生」により、どんぐり等木の実の不作の影響を受け、過去最高の「熊の目撃情報」が民家近くより多く寄せられています。被害に合わないよう充分注意しなければなりません。

先般の常任委員会におきまして、米が話題に上がりました。

今年度、JA ひだでは 1 万円の仮払いがなされていますが、相対取引は約 12,000 円で取引され、県ではその 90% が補てんされます。(補てん金額は、農家全員ではなく対策加入者のみに支払われます。)

作らない農地の対策をどうしていくのか、農地をどう保全していくのかを発信しなければなりません。

11月21日の研修会中パネルディスカッションでは、遊休農地対策を発信したいと考えています。皆様からのご意見があれば参考としたいと思ひます。

飼料米の作付けも合せ、水稻作付けについて国が基本的に見直してほしいと思ひています。

本日も多数の議案が上程されております。総会議案及び協議会について慎重なご審議を願ひします。

職務代理

ありがとうございました。

それでは日程に従いただいまから議事に移ります。

進行は議長が務めます。

議長

議事前に農業委員会憲章の朗唱を願ひします。

(憲章朗唱)

議長

日程第 1 議事録署名者の指名について を議題といたします。

議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 12番 平岡誠治 委員と、13番 橋場茂子 委員を指名しますのでお願いします。

議長 日程第2 会期の決定について を議題といたします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

それでは議事に移ります。
日程第3 報第8号 農業生産法人の報告等について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

清水農地主 事 それでは、農業生産法人報告提出状況について報告いたします。
今回は47法人のうち1法人についての報告となります。
農業生産法人につきましては、4つの要件がございまして、①法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。
1番 上宝町蔵柱にあります株式会社は、認定農業者でもあり、田2.4ha、畑1.2ha合計3.6haを経営耕作し、水稻・トマト・パプリカ、椎茸を栽培し加工販売のほか農作業受託をしております。

議長 以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第4 報第9号 農地法の規定に基づく許可

処分の取消しについて を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記

今回、許可処分の取消しを1件報告いたします。

転用許可の出ている農地について、当事者より許可の取り消しが申請されたものです。

申請地が、農地に復元されていることを確認して、許可の取り消しを報告させていただきます。

今回の申請地は、松之木町地内です。位置説明。

賃貸借契約を締結して、資材置場としていた農地でしたが、賃借人の倒産により、契約解除、これに伴い、農地復元し許可の取消し申請となりました。

現地の写真を見ていただくように、農地復元が完了しておりますので、申請を受け付け、許可の取り消しとして報告いたします。

池田書記

以上、許可処分の取消しを1件報告いたします。

議長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第5 議第22号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記

本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。

今回は、4件の上程となります。

1番は、下切町地内の案件で、北部になります。田 1筆 968㎡を取得し規模拡大するものです。

受人の耕作面積は10,222㎡で、作付けについては水稻の予定です。

2番は、中切町地内の案件になります。現況を含み 田畑9筆

3, 599 m²を取得し規模拡大するものです。受人の耕作面積は18,909 m²で、作付けについては水稲、一部露地野菜の予定です。

3番は、国府町上広瀬地内の案件になります。田1筆 1,046 m²を隣地取得するものです。受人の耕作面積は4,350 m²で、作付けについては水稲の予定です。

4番は、国府町名張地内の案件になります。田6筆 6,559 m²を賃貸借契約するものです。受人の耕作面積は10,789 m²で、作付けについては水稲の予定です。

以上、4件、田15筆、畑2筆、合わせて17筆、12,172 m²についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 他にご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定いたします。

続きまして、日程第6 議第23号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記 最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

本日は11件の上程です。

1番は千島町の案件です。田1筆 235 m²について、駐車場、農作業所としての申請です。

既転用となっているため、追認を求めるものです。

2番は赤保木町地内の案件です。田1筆のうち 58.62㎡について、自宅への進入路について拡幅する転用目的です。都市整備課から、道路要件について指摘があり、これに従い申請されたものです。

3番は片野町4丁目地内の案件です。田1筆 134㎡を自己の住宅とする転用申請です。一体利用地があります。

4番は丹生川町新張地内の案件です。田1筆 391㎡を農家住宅の駐車場と庭にするための転用申請です。

既転用のため、追認を求めるものです。

5番は清見町三日町地内の案件です。田 1筆のうち 116㎡を隣接する住宅の駐車場とする申請です。

6番は清見町三日町地内の案件です。田 1筆 224㎡を嵩上げするための一時転用申請です。期間は12月末までで短いですが、可能との確認をしております。

7番は国府町上広瀬地内の案件です。田 1筆 298㎡を農機具庫、農業用資材置場に転用する申請です。

8番は国府町宮地地内の案件です。田畑 2筆 753㎡を建築作業敷地及び資材置場の目的での申請です。

一部既転用となっており、追認を求めるものです。

9番は国府町西門前地内の案件です。畑 1筆 218㎡を孫の住宅にするための転用申請です。

10番は国府町半田地内の案件です。田 1筆 866㎡を経営する会社の従業員用駐車場にするための転用申請です。

11番は奥飛騨温泉郷地内の案件です。田 1筆 280㎡を駐車場、畑 2筆 104㎡を住宅倉庫とする申請ですが、既転用となっているため、追認を求めるものです。

以上、11件、田10筆、畑4筆 計14筆で

計 3677.62㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第4条の規定

による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第7 議第24号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記

当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。

本日は、13件の上程となります。

1番は、西之一色町3丁目地内の案件です。田4筆、881㎡について、一体利用地を含め受人が転用して自動車販売店舗にするものです。都市整備課のまちづくり条例の対象となります。

2番は、下切町地内の案件です。田3筆 2,973㎡について受人が冠婚葬祭場に転用するものです。既存の駐車場を利用する計画です。都市整備課のまちづくり条例の対象となります。

3番は、漆垣内町地内の案件です。田1筆 264㎡、について、個人住宅に転用するもの。農振除外手続き中で、除外決定と同時に許可となります。

4・5番は、桐生町地内の案件です。4番は、田1筆 164㎡、について、個人住宅に転用するものです。5番は田1筆 69㎡について、個人住宅とするものです。住宅の一部に農地が含まれていたものです。4・5番ともに既転用となっているため、追認を求めるものです。

6番は、桐生町4丁目地内の案件です。こちらは、2人が所有する田3筆 436㎡を、受人が取得し宅地分譲するものです。区画予定は3区画です。

7番は、石浦町9丁目地内の案件です。こちらは、田1筆 137㎡を、個人住宅とする申請ですが、既に転用されており、住宅の一部に農地が含まれていたため、追認を求めるものです。

8番は、清見町牧ヶ洞地内の案件です。こちらは、田 2筆 1,412㎡を、太陽光発電施設の目的で申請するものです。都市整備課のまちづくり条例の対象となります。

9番は、国府町村山地内の案件です。畑2筆 225㎡を、一体利用地と含めて共同住宅に転用する申請です。

10番11番12番は、国府町広瀬町地内の案件です。10番は 田1筆 357㎡、11番は 田1筆 240㎡を個人住宅に転用するものです。12番は 田1筆を 隣接する受人が自己の庭に転用するものです。

13番は、国府町蓑輪地内の案件です。こちらは、畑1筆 121㎡を、使用貸借により農家住宅に転用するものです。農振除外手続き中で、除外決定と同時に許可となります。

以上、13件、田19筆、畑3筆、合わせて22筆、7330㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

下田(正) 7番の案件ですが、受人と渡人の関係について。

委員

池田書記

受人1番目と渡人は親子、親族関係になります。

議長 他に、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 他にご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第8 議第25号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題といたします。

事務局より説明を願います。

池田書記

本日は2件の上程となります。変更点に下線を追加しています。1番は 久々野町柳島地内の案件になります。変更申請につい

ては、当初申請者が、平成6年5月、5条の農地転用許可を受け、従業員宿舎のため造成まで行いましたが、事業者が変わり、目的を駐車場とするため変更申請となりました。

2番は 国府町半田地内の案件になります。変更申請の理由は、昭和55年5月、4条の許可を受け、転用されましたが、登記変更の前に所有権が変わり、目的は変えずに所有者が変更となる申請のものです。

以上2件につきまして、ご審議願います。

議長 ただいまの説明についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については、意見なしといたします。

議長 日程第9 議第26号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

1番は委員案件でありますので該当委員には退室いただきます。中田委員に退室願います。

(中田委員退室)

事務局の説明を願います。

船坂書記 本日は34件の利用権設定についての上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

1番は委員関連案件ですので、最初にご説明いたします。

1番について、農業生産法人で認定農業者である借人は複合経営をしており、田1筆967㎡を新規9年の使用貸借権を設定し、そばを生産するものです。

以上、1番につきまして、ご審議を願います。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定について、1番について承認といたします。

中田委員には入室願います。

(中田委員入室)

引き続きまして、農用地利用集積計画の決定について、2番以降について議題といたします。

事務局の説明を願います。

船坂書記 それでは引き続き、2番以降のご説明をいたします。

2番について、認定農業者である借人は水稻、施設園芸(ほうれん草)の経営をしており、田1筆1,801㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、水稻の生産を行うものです。

3～33番について、認定農業者である借人は肉用牛(一貫100頭)の経営をしており、田、畑合わせて149筆95,498.61㎡を新規10年の賃貸借権および新規21年の使用貸借権を設定し、牧草畑として利用するものです。この案件は、家族経営協定に基づき、親から子へ経営移譲のため設定するものです。

34番について、認定農業者である借人は水稻、作業受託の経営をしており、田1筆1,992㎡を新規6年の賃貸借権を設定し、水稻を生産するものです。

以上、2番以降の33件につきましてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 ご意見がございませんので、異議なしと認め農用地利用集積の

決定について、2番以降については承認といたします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれもちまして、第5回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時30分 終了

議 事 録 署 名 者

本林 正樹 議長

平岡 誠治 委員

橋場 茂子 委員
